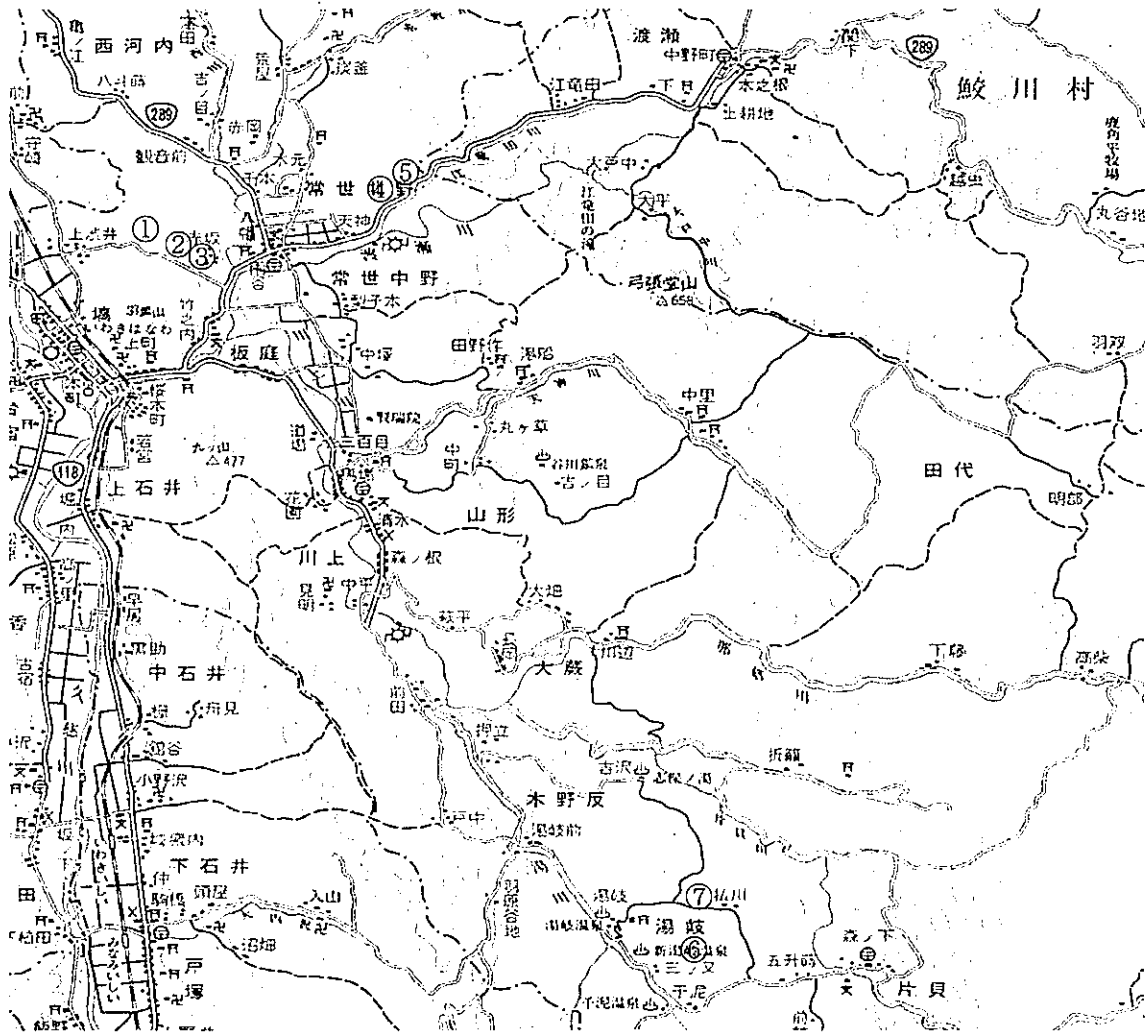


平成27年度 道路沿線森林景観整備業務

整備位置図



整備一覧表

番号	森林の所在地	本数 (本)	材積 (m ³)	直径計 (cm)	樹高計 (m)
1-1	常世中野字塩沢68-1	40	11.50	758	522
1-2	常世中野字塩沢68-1	40	9.51	702	488
1-3	常世中野字塩沢68-1	40	8.93	678	492
1-4	常世中野字塩沢68-1	36	9.26	648	472
2	常世中野字塩沢67-1	16	1.62	188	160
3	常世中野字塩沢65-1	31	8.00	508	384
4	常世中野字天神61-2	35	16.26	824	562
5	常世中野字天神129	39	37.55	1,260	716
6	湯岐字三つ又14	24	22.45	724	456
7-1	湯岐字小木42-2	40	31.67	1,130	706
7-2	湯岐字小木42-2	5	1.30	92	80
合計		346	158.05	7,512	5,038
平均直径・平均樹高				21.71	14.56

野生イノシシ被害対策関係資料

1. 経過

平成 23 年に発生した福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質の拡散により、野生イノシシにも放射性物質が含有されているため、イノシシ肉の摂取制限となりこれまで猟期(11.15～3.15)に捕獲していた狩猟者が激減しました。更に、山菜・キノコ類についても同様の制限がなされており、森林内において採取する方が減ったことにより、野生イノシシが里山近くに頻繁に出没し、農作物等の食害・田畑の損害の数が増加しました。

町では、野生イノシシ被害に対処するため地域又は団体による電気柵の設置の普及、行政区単位での鉄柵の普及を行い、農作物被害の減少化を図っています。また、県の補助事業を活用し、捕獲イノシシに対して 1 頭 20,000 円（町負担 12,000 円）の補助を行い、被害対策を実施しています。

平成 28 年 3 月に、東白川郡 4 町村により「東白川地域鳥獣被害防止対策協議会」を発足し、広域的にイノシシ被害対策を実施しています。

2. 成果及び検討

野生イノシシ捕獲頭数及び電気柵等の設置については、下表のとおりとなります。

年度	駆除頭数	猟期捕獲頭数	電気柵設置集落数	鉄柵設置集落数
23	12	46		
24	17	120	3	
25	42	171	16	1
26	55	205	17	
27	61	221	23	2
計	187	763	59	3

捕獲頭数は、毎年度増加している傾向にあり、これは町内全域で野生イノシシが生息している状況にあるためと思われます。(別表捕獲位置図)

特に、稲沢地域・那倉地域・矢塚地域については、捕獲後に他市町村から移動してくることがわかっています。(他市町村が保護区等で捕獲出来ない場所から移動)

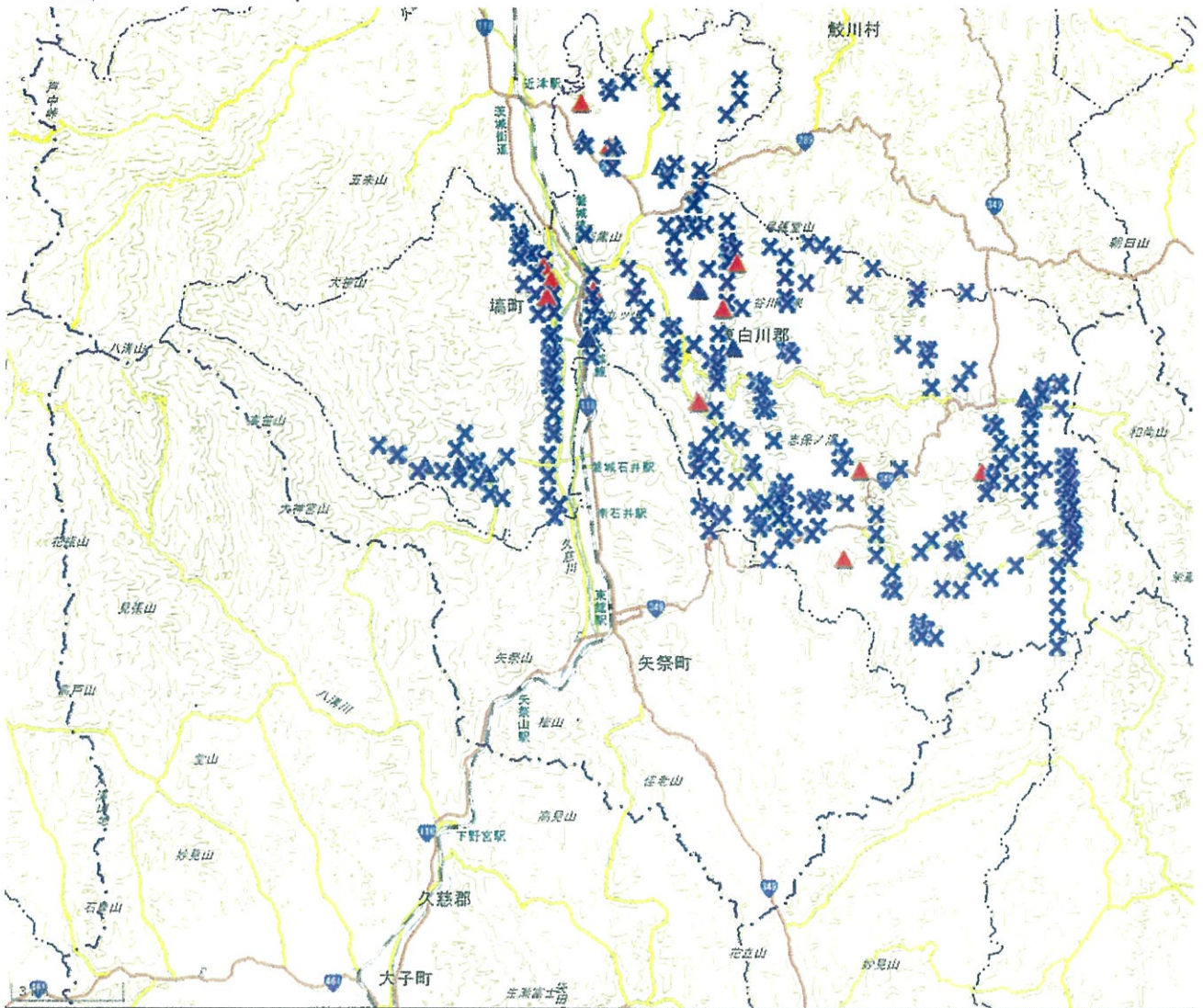
また、毎年多頭出産により数が減少しないことも要因であり、これはイノシシの「えさ」が容易に摂取できる場所があるためと思われます。ここ数年では、住宅地への侵入等も発生しています。調査した結果、住宅地周辺の荒廃した農地内に「巣」があり、本来なら山林内にいるはずのイノシシが、里山周辺に生息場所を移動していることも、確認されています。

町では、これらイノシシ被害対策のため、これまで同様の「捕獲」「電気等牧柵設置」に加えて、イノシシの被害減少のため地域ぐるみでの活動について、広域協議会を活用して、「講演会」の開催等を通じて、啓蒙・啓発活動を実施していきます。

地域単位での活動（例えば遊休農地解消による緩衝帯の設置、鉄柵の設置等）については、国・町の補助事業を活用し地域負担を軽減していく事業を実施します。（平成 29 年度から）

捕獲位置図

地理院地図
GSI Maps



捕獲は、平成 27 年度に捕獲実績のものです。

×は、捕獲場所、△は被害報告・駆除依頼の箇所です。

山林関係荒廃調査資料

1. 松くい虫の被害対策について

松くい虫被害とは「松の伝染病」で、マツノマダラカミキリ虫によって運ばれる病原体マツノザイセンチュウが、健全な松の樹体内に入り生理異常を引き起こし、水分通導組織が閉塞して松を枯らす現象のことです。

(1) 松くい虫被害量の推移について

県南地方における平成 27 年度の松くい虫被害量は、2,147 m³（推計：前年度比 95%）で、昨年度に比較してやや減少しましたが、今後も被害の動向に注意していく必要があります。

単位：m³（全国：千m³）

市町村	年度	昭和 5 4	昭和 6 0	平成 8	平成 2 3	平成 2 4	平成 2 5	平成 2 6	平成 2 7
白河市	被害量	5	1,124	1,366	538	456	751	558	595
	対前年比	36%	150%	100%	142%	85%	165%	74%	107%
西郷村	被害量		131	183	157	151	144	133	166
	対前年比		89%	90%	115%	96%	95%	92%	125%
泉崎村	被害量		122	184	97	77	85	68	72
	対前年比		163%	53%	98%	79%	110%	80%	106%
中島村	被害量		178	130	40	40	23	23	23
	対前年比		171%	90%	89%	100%	58%	100%	100%
矢吹町	被害量		461	340	47	40	41	40	30
	対前年比		193%	86%	82%	85%	103%	98%	75%
棚倉町	被害量	2	866	1,050	321	305	301	324	212
	対前年比	67%	62%	113%	94%	95%	99%	108%	65%
矢祭町	被害量	10	2,403	455	386	345	383	340	319
	対前年比	167%	170%	91%	98%	89%	111%	89%	94%
埴町	被害量	19	1,137	355	436	399	410	488	446
	対前年比	211%	93%	63%	119%	92%	103%	119%	91%
鮫川村	被害量		39	243	292	281	327	278	284
	対前年比		85%	129%	87%	96%	116%	85%	102%
県南 合計	被害量	36	6,461	4,306	2,314	2,094	2,465	2,252	2,147
	対前年比	113%	120%	93%	107%	90%	118%	91%	95%
県全体	被害量	2,750	52,408	70,400	37,581	34,693	32,256	31,295	29,748
	対前年比	196%	178%	102%	101%	92%	93%	97%	95%
全国	被害量	2,432	1,257	920	645	643	626	560	
	民有林	2,284	1,189	847	621	615	598	533	
	国有林	148	67	72	24	27	28	27	
	対前年比	117%	94%	91%	111%	100%	97%	89%	

(2) 松くい虫被害対策の実施方針について

松くい虫の被害対策は、被害が発生している全ての松林を対象とするのではなく、公益的機能の高い松林を「保全すべき松林」、その周辺に位置する松林を「周辺松林」としてそれぞれ指定し、このような松林を対象として重点的かつ総合的な対策を実施することとしています。

また、松くい虫被害対策を計画的に推進するため、森林法に基づく森林計画（全国森林計画、地域森林計画、市町村森林整備計画、森林経営計画）において、「森林の保護に関する事項」が記載されており、これらの計画に基づいて防除を実施しています。

○「保全すべき松林」（高度公益機能森林・地区保全森林）

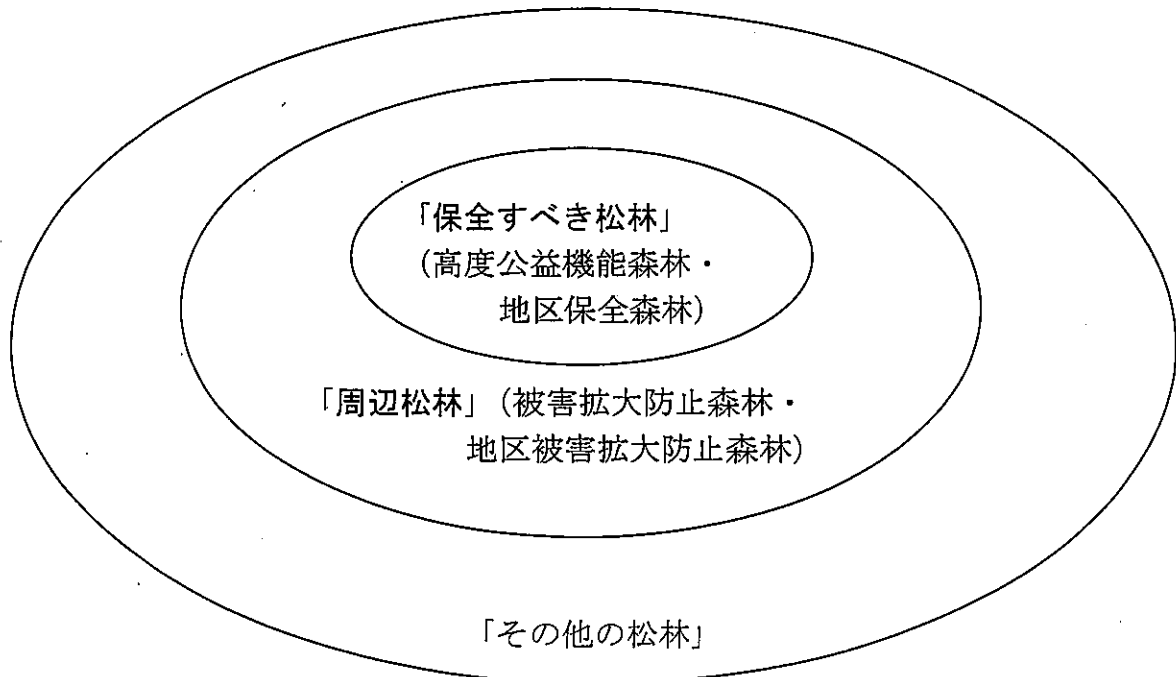
高度公益機能松林は、町内に 154.2ha 存在し（対象地区：台宿・伊香・真名畑）、保安林その他の制限林並びにこれらと一体となる公益機能の高い松林で、今後とも松林として保全していく必要がある松林が設定されています。

地区保全松林は、町内に 196.2ha 存在し（対象地区：台宿・伊香・真名畑・埜・湯岐）、高度公益機能松林の周辺（概ね 10km 以内）に位置し、松を伐採することにより災害を誘発する恐れがある松林が設定されています。

○「周辺松林」（被害拡大防止松林・地区被害拡大防止森林）

地区被害拡大防止松林等は、町内に 27.1ha 存在し（対象地区：埜・湯岐）、地区保全松林への被害の拡大を防止するため地区保全松林の周辺（概ね 2 km 以内）に位置する松林が設定されています。

松林区分のイメージ



(3) 松くい虫被害の「予防措置」

主な方法としてヘリコプターによる薬剤空中散布があります。

- ・実施時期 マツノマダラカミキリの発生初期に散布
- ・散布方法

「スプレー方式」

ヘリコプターに取り付けられた多孔式のノズルから噴霧して松の樹冠部にむらなく付着させる方法。

- ・使用薬剤

使用薬剤名称	有効成分	人畜毒性	魚毒性
MEP マイクロカプセル剤	MEP23.5%	普通物	B

- ・散布量・・・MEPMC 原体 12% を水で5倍に薄め 60% /ha 散布
- ・薬剤の特徴：残効期間が長く、1回の散布で終了できる。

(4) 松くい虫被害木の「駆除措置」

主な方法として被害木の伐倒駆除があります。

秋から春にかけて枯れた松を切り倒し、玉切りしてその中にあるマツノマダラカミキリの幼虫を駆除（殺虫）する方法。

- ・薬剤処理実施時期 春駆除 4月から6月10日まで
秋駆除 10月から3月20日まで

- ・実施方法

被害木を伐倒し、集積後、全体をくん蒸用シートで被覆し、被害木の最上部表面に薬剤を散布。

シートの裾を密閉し14日以上くん蒸する。

- ・使用薬剤

使用薬剤名称	有効成分	人畜毒性	魚毒性
カーバム剤	N-メチルチオカルバミン酸アンモニウム	普通物	A

- ・散布量・・・原液のまま、駆除材積 1 m³ 当たり 1.25% 散布。
- ・薬剤の特徴：低温など気温に関係なく容易にガス化し、被害材の隅々まで浸透し高い駆除効果を発揮する。